

木津川市交流会館

指定管理者募集要項参考資料

参考資料

- No.1 木津川市交流会館条例
- No.2 木津川市交流会館施行規則
- No.3 平成28年度及び平成29年度木津川市交流会館収支決算
- No.4 施設の法定（定期）点検及び保守管理一覧表
- No.5 木津川市中央・西部交流会館使用状況（平成28・29年度）

木津川市交流会館条例

(設置)

第1条 市民相互の交流を促進し、地域活動の振興に資するとともに、文化の向上及び福祉の増進を図り、住み良いまちづくりを推進するため、木津川市交流会館（以下「交流会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市中央交流会館	木津川市木津宮ノ内92番地
木津川市西部交流会館	木津川市相楽高下4番地9
木津川市東部交流会館	木津川市木津宮ノ堀149番地

(事業等)

第3条 交流会館は、交流会館の設置の目的を達成するための必要な事業及び施設等の利用に関する業務を行う。

(開館時間)

第4条 交流会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 交流会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第6条 交流会館の施設及びその附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、交流会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的に反すると認められるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、利用許可と同時にその全額を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、特別な事由があると認められる場合には、別表第2に定める施設及び設備、備品等使用料減免基準に基づき使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により交流会館を利用できない場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は許可した目的以外に利用してはならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 第6条第1項の規定による利用許可の申請事項に虚偽の記載又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 第6条第2項の許可条件に違反したとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(善管義務等)

第14条 利用者は、交流会館の施設及び附属設備を善良な管理のもとに利用しなければならない。

2 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、交流会館の利用に際し、その施設及び附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、交流会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流会館の利用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (2) 交流会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第1条の設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 教育委員会の承認を受け、交流会館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流会館の運営に関する事務のうち、教育委員会のみ
の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第18条 教育委員会は、第16条の規定により交流会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、交流会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に交流会館の管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する準用)

第20条 第6条から第11条まで及び第13条並びに別表の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町交流会館の設置及び管理に関する条例（平成6年木津町条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年10月6日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 8 条、第 18 条関係)

1 木津川市中央交流会館使用料

区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時
多目的ホール	基本使用料	3,000円	4,000円	4,000円
	冷暖房費	1 時間あたり 1,000円		
研修室 1		1 時間あたり 200円		
研修室 2		1 時間あたり 200円		
クラフト室 1		1 時間あたり 200円		
クラフト室 2		1 時間あたり 100円		
調理教室		1 時間あたり 400円		
会議室 1		1 時間あたり 200円		
会議室 2		1 時間あたり 200円		
和室	せせらぎの間	1 時間あたり 200円		
	うずの間	1 時間あたり 200円		
	さざなみの間	1 時間あたり 400円		
冷暖房費 多目的ホール以外の施設		1 時間あたり 200円		
多目的広場 基本使用料		1,000円	1,500円	1,500円

備考

- (1) 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (2) 商品の展示、販売及び営利を目的として利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (3) 多目的広場をゲートボールで利用する場合の使用料は、免除とする。
- (4) 多目的ホールの延長料金は、30分以上 1 時間未満は 1 時間とし、1 時間あたり「午前」の使用料の 3 分の 1 の額とする。
- (5) 使用料の額には、消費税相当額を含む。

2 木津川市西部交流会館使用料

区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時

集会室	基本使用料	1,500円	2,000円	2,000円
	冷暖房費	1時間あたり500円		
会議室 1	1時間あたり200円			
会議室 2	1時間あたり200円			
和室 1	1時間あたり150円			
和室 2	1時間あたり300円			
冷暖房費 集会室以外の施設	1時間あたり200円			

備考

- (1) 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (2) 商品の展示、販売及び営利を目的として利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (3) 集会室の延長料金は、30分以上1時間未満は1時間とし、1時間あたり「午前」の使用料の3分の1の額とする。
- (4) 使用料の額には、消費税相当額を含む。

3 木津川市東部交流会館使用料

区分		午前	午後	夜間
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
多目的ホール	基本使用料	1,500円	2,000円	2,000円
	冷暖房費	1時間あたり500円		
和室 1	1時間あたり200円			
和室 2	1時間あたり150円			
調理教室	1時間あたり300円			
カルチャールーム 1	1時間あたり300円			
カルチャールーム 2	1時間あたり200円			
冷暖房費 多目的ホール以外の施設	1時間あたり200円			
屋外広場	600円	800円	800円	

備考

- (1) 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (2) 商品の展示、販売及び営利を目的として利用する場合の使用料は倍額とする。

- (3) 多目的ホールの延長料金は、30分以上1時間未満は1時間とし、1時間あたり「午前」の使用料の3分の1の額とする。
- (4) 使用料の額には、消費税相当額を含む。

4 備品使用料

施設名	室名	品名	単位	金額
木津川市中央 交流会館	多目的ホール	音響設備	1式	2,000円
		照明装置	1式	2,000円
		ビデオプロジェクター	1式	3,000円
		音響反射板	1式	2,000円
		ピアノ	1台	1,000円
	研修室	音響設備	1式	500円
		スライド映写機	1式	500円
		オーバーヘッドプロジェクター	1式	500円
	会議室	音響設備	1式	500円
		ビデオプロジェクター	1式	1,000円
	クラフト室	陶芸用電気窯釜	1時間	100円
	和室	茶道具	1式	1,000円
		カラオケ設備	1式	1,000円
木津川市西部 交流会館	集会室	音響設備	1式	500円
木津川市東部 交流会館	多目的ホール	音響設備	1式	1,000円
		ビデオプロジェクター	1式	1,000円
		ピアノ	1台	500円
	和室	カラオケ設備	1式	1,000円

備考

- (1) 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (2) 商品の展示、販売及び営利を目的として利用する場合の使用料は、倍額とする。
- (3) 附属設備の使用料は、施設利用許可時間を単位とする。
- (4) 附属設備を部分的に利用する場合も同額とする。
- (5) 使用料の額には、消費税相当額を含む。
- (6) 舞台・音響・照明等の技術者の増員については、会館指定の業務委託業者を充てる

ことを原則とする。その場合における必要経費は、利用者の負担とする。

別表第 2 (第10条関係)

施設及び設備、備品等使用料減免基準

事業運営の区分	利用者区分	減免率			備考
		施設使用料	設備・備品使用料	音響・照明等増員の人件費	
(A) 市又は市の執行機関たる委員会等が行う事業	市、教育委員会等	100%	100%	0%	※冷暖房費100%減免、自己負担に相当する消耗品費等は、減免しない。
(B) 市又は市の執行機関たる委員会等が属する広域団体等が行う事業	相楽郡内等	50%	50%	0%	
(C) 市内の区・自治会等の住民団体が行う事業	自治会等	100%	70%	0%	※自己負担に相当する、冷暖房費、消耗品費等は、減免しない。
(D) 市又は教育委員会に登録された音楽芸術、社会福祉、社会教育、関係団体が行う事業及び市又は市の執行機関たる委員会が後援する事業	①市内団体の場合	50%	50%	0%	
	②市内の社会教育、文化団体等の上部又は広域団体の場合	30%	30%	0%	

木津川市交流会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市交流会館条例（平成19年木津川市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交流会館利用許可申請書（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、次の区分により行う。

(1) 木津川市内の団体 利用日の6月前から3日前まで

(2) 前号に掲げる団体以外の団体 利用日の2月前から3日前まで

(利用許可書の交付)

第3条 教育長は、木津川市交流会館（以下「交流会館」という。）の利用を許可したときは、交流会館利用許可書（別記様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の変更等)

第4条 交流会館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、交流会館利用変更許可・取消し申請書（別記様式第3号）に利用許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の利用の変更、取消しを認めるときは、使用料を精算するとともに、交流会館利用変更・取消し許可書（別記様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(使用料の減免の申請)

第5条 条例第10条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、交流会館使用料減免申請書（別記様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その額は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用ができないとき 全額

(2) 教育長が公益上その他やむを得ない理由により利用の許可を取り消したとき 全額

(3) 利用者が利用日の2月前までに第4条第1項の申請をして、利用許可の取消しを受けたとき 全額

(4) 利用者が利用日の1月前までに第4条第1項の申請をして、利用許可の取消しを受けたとき 5割相当額

(5) 第4条第2項の規定により利用変更の許可を受けたとき 過納額

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けた場所以外で飲食しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 許可を受けずに寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める行為をしないこと。

(損傷等の届出)

第8条 利用者は、施設及び附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに係員にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に関する準用)

第9条 条例第16条の規定により、交流会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条から第7条までの規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「木津川市教育長」とあるのは「木津川市交流会館指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年木津町規則第22号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第1号（第2条関係）

交流会館利用許可申請書

年 月 日

木津川市教育長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

次のとおり交流会館の利用許可の申請をします。

施設の名称	木津川市 交流会館				
利用目的					
利用日時	年 月 日（ 曜日）午 ^前 後 時 分～午 ^前 後 時 分				
利用予定人員	人	利用責任者氏名			
利用室名及び 使用料	室 名	基本料金	冷暖房費	減 免	計
附属設備の使用料					
合計金額					
備 考	(附属設備等)				

※太線の枠内は、記入しないでください。

別記様式第2号（第3条関係）

交流会館利用許可書

許可番号	
------	--

年 月 日

様

木津川市教育長



次のとおり交流会館の利用を許可します。

施設の名称	木津川市 交流会館				
利用目的					
利用日時	年 月 日 (曜日) 午 ^前 後 時 分~午 ^前 後 時 分				
利用室名及び 使用料	室 名	基本料金	冷暖房費	減 免	計
附属設備の使用料					
合 計 金 額					
備 考	(附属設備等)				
許 可 条 件					

別記様式第3号（第4条関係）

交流会館利用変更許可・取消し申請書

年 月 日

木津川市教育長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

次のとおり交流会館の利用変更許可・取消しの申請をします。

施 設 の 名 称	木津川市 交流会館		
変更後の利用目的			
変更後の利用日時	年 月 日（曜日）午 ^前 時 分～午 ^後 時 分		
変更後の利用室名			
区 分	使 用 料	減 免	計
既 納 使 用 料	円	円	円
変更後の使用料	円	円	円
過 不 足 額	円	円	円

※太線の枠内は、記入しないでください。

※利用許可書を添付してください。

別記様式第4号（第4条関係）

交流会館利用変更・取消し許可書

許可番号	
------	--

年 月 日

様

木津川市教育長



次のとおり交流会館の利用変更・取消しを許可します。

施設の名 称	木津川市 交流会館		
変更後の利用目的			
変更後の利用日時	年 月 日（曜日）午 ^前 後 時 分～午 ^前 後 時 分		
変更後の利用室名			
使 用 料	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	過 不 足 額

別記様式第5号（第5条関係）

交流会館使用料減免申請書

年 月 日

木津川市教育長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
団体名

次のとおり交流会館の使用料の減免を申請します。

施設 の 名 称	木津川市 交流会館
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 ^前 後 時 分 ~ 午 ^前 後 時 分
利 用 室 名	
減免を受けようとする理由	1 市内の社会教育関係団体又は社会福祉団体が主催する会議及び事業 2 区又は自治会が主催する会議及び事業 3 その他教育長が特に必要があると認めた事業 ()
※ 処 理 欄	

平成28・29年度木津川市交流会館収支決算

(収入の部)

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度
指定管理料	21,400,000	21,800,000
利用料金収入	5,049,200	5,220,770
目的達成事業収入	7,354,400	7,934,600
計	33,803,600	34,955,370

(支出の部)

(単位：円)

	金 額	
	平成28年度	平成29年度
人件費	15,308,409	15,429,850
委託費	4,926,393	4,639,621
教室委託費及び諸謝金	5,490,566	5,998,540
租税公課	1,621,400	1,190,500
通信運搬費	265,214	272,992
消耗品費	340,544	321,356
修繕費	414,288	606,391
公告宣伝費	52,824	0
著作権使用料	0	4,726
印刷製本費	0	51,300
燃料費	16,014	16,470
水道光熱費	6,316,625	6,219,003
賃借料	255,132	279,463
保険料	52,192	68,510
その他雑費	406,172	291,818
計	35,465,773	35,390,540

※上記の収支決算書は、指定管理者の収支決算書の数値をまとめたものです。

施設の法定（定期）点検及び保守管理一覧表

■ 中央交流会館

内容	種類	頻度	その他
特殊建築物等調査報告	法定点検	1回／3年	建築基準法
建築設備検査報告	法定点検	1回／1年	建築基準法
消防設備点検	法定点検（機器）	1回／1年	消防法
	法定点検（総合）	1回／1年	
防火対象物定期点検	法定点検	1回／1年	消防法
昇降機（エレベーター）	法定点検	1回／1年	建築基準法
	定期点検	1回／1月	
電気設備（電気工作物）	法定点検	1回／1年	電気事業法
	定期点検	6回／1年	
空調設備	法定点検	1回／3年	フロン排出抑制法
	簡易定期点検	1回／四半期	
空調設備保守	定期点検	2回以上／1年	
移動観覧席保守	定期点検	1回以上／1年	中央：ホール
舞台機構保守（吊物）	定期点検	3回以上／1年	
舞台音響保守	定期点検	2回以上／1年	
舞台照明保守	定期点検	2回以上／1年	
自動ドア保守	定期点検	4回／1年	
ピアノ保守点検	定期点検	1回／1年	
機械警備	施設管理	日常	
施設清掃	施設管理	随時	

■ 西部交流会館

内容	種類	頻度	その他
昇降機（エレベーター）	法定点検	1回／1年	建築基準法
	定期点検	1回／1月	
消防設備点検	法定点検（機器）	1回／1年	消防法
	法定点検（総合）	1回／1年	
防火対象物定期点検	法定点検	1回／1年	消防法
空調設備保守	定期点検	2回以上／1年	
自動ドア保守	定期点検	4回／1年	
機械警備	施設管理	日常	
施設清掃	施設管理	随時	

木津川市中央・西部交流会館使用状況（平成28・29年度）

【中央交流会館利用状況】

施設名	項目	利用 日数	利用率	3割減免	5割減免	10割 減免	利用 人数
	ホール	29年度	260	84.4%	0.3%	39.2%	25.1%
	28年度	275	89.3%	0.0%	42.7%	26.7%	18,690
研修室1	29年度	284	92.2%	0.2%	19.3%	20.8%	4,417
	28年度	265	86.0%	0.0%	30.6%	17.0%	4,514
研修室2	29年度	265	86.0%	0.3%	23.3%	25.7%	3,989
	28年度	225	73.1%	0.0%	36.0%	18.6%	4,074
クラフト 室1	29年度	170	55.2%	0.0%	16.4%	1.9%	1,244
	28年度	162	52.6%	0.0%	30.2%	37.7%	2,123
クラフト 室2	29年度	263	85.4%	0.0%	13.0%	8.0%	4,265
	28年度	253	82.1%	0.0%	11.7%	8.0%	4,700
調理教室	29年度	128	41.6%	0.0%	2.3%	7.0%	1,344
	28年度	139	45.1%	0.0%	7.7%	9.8%	3,052
会議室1	29年度	191	62.0%	0.4%	15.1%	8.2%	3,338
	28年度	199	64.6%	0.0%	14.3%	10.8%	4,186
会議室2	29年度	131	42.5%	1.0%	26.2%	15.5%	2,230
	28年度	157	51.0%	0.0%	28.1%	19.8%	3,173
せせらぎ	29年度	180	58.4%	0.0%	52.1%	6.0%	1,475
	28年度	174	56.5%	0.0%	62.9%	8.6%	2,179
うず	29年度	179	58.1%	0.0%	60.5%	15.3%	1,187
	28年度	211	68.5%	0.0%	55.7%	13.3%	2,602
さざなみ	29年度	187	60.7%	0.0%	62.6%	16.6%	1,898
	28年度	215	69.8%	0.0%	55.3%	14.8%	3,428
多目的 広場	29年度	51	16.6%	0.0%	17.4%	53.6%	744
	28年度	41	13.3%	0.0%	32.8%	37.3%	1,757
合計	29年度	2,289	61.9%	0.2%	28.1%	15.4%	43,628
	28年度	2,316	62.7%	0.0%	33.2%	14.6%	54,478

【西部交流会館利用状況】

施設名		項目	利用 日数	利用率	3割減免	5割減免	10割 減免	利用 人数
集会室	29年度		290	94.2%	0.0%	94.0%	1.6%	7,340
	28年度		279	90.6%	0.0%	93.9%	1.7%	7,388
会議室1	29年度		214	69.5%	0.0%	40.7%	1.7%	3,770
	28年度		208	67.5%	0.0%	40.1%	8.3%	2,517
会議室2	29年度		265	86.0%	0.0%	26.2%	4.0%	3,378
	28年度		247	80.2%	0.0%	24.3%	4.8%	2,611
和室1	29年度		200	64.9%	0.0%	24.8%	8.4%	1,381
	28年度		189	61.4%	0.0%	16.6%	0.5%	1,056
和室2	29年度		199	64.6%	0.0%	48.6%	0.8%	2,133
	28年度		184	59.7%	0.0%	38.5%	0.5%	1,799
合計	29年度		1,168	75.8%	0.0%	53.1%	3.0%	18,002
	28年度		1,540	71.9%	0.0%	51.3%	3.2%	15,371